

岩手県告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年9月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社介護施設えくぼ	宮古市向町2番34号	小規模多機能センター さくらつつみ	宮古市田鎖第5地割33 番地4	平成21年6月21日

2 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社介護施設えくぼ	宮古市向町2番34号	グループホームさくら つつみ	宮古市田鎖第5地割33 番地4	平成21年6月21日